

三重県暴力団排除条例の一部改正案の概要

(本改正案については検討途中であり、今後変更する場合があります。)

条例制定の経緯

三重県暴力団排除条例(以下「条例」という。)は、近年、暴力団の資金獲得活動が、伝統的な用心棒代の徴収等に加えて、暴力団であることを隠しながら、各種事業活動へ進出を図るなど、巧妙化、多様化していることを受け、こうした暴力団の活動を根絶するため、従来の警察主導による暴力団対策から、社会全体で暴力団を孤立化させ、排除することで、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することなどを目的として、平成23年4月1日に施行されました。

改正に至る経緯

条例は、附則に「施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されています。

これは、条例の実効性を確保するためには、施行から3年を経過した時点において、暴力団排除の情勢、他県の条例改正の実情等を踏まえて、必要がある場合は改正等の所要の措置を講ずるよう規定されているものであり、同規定に基づき条例改正の検討を行った結果、下記の改正点について、改正の必要性を認めたものです。

改正点

1 暴力団事務所の開設及び運営の禁止規定の拡充(第18条)

周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設、運営を禁止した保護対象施設(学校、公民館、博物館等)に、「これらの施設の用に供するものと決定した土地」を含めて、保護対象施設の設置が決定した土地を、用地の段階から保護対象とすることとします。

2 事業活動における勧告対象行為の拡充(第19条、第22条)

第19条第2項の「事業者が、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益供与」をした場合の禁止規定を、勧告の対象に引き上げます。なお、同条第1項第3号の「相当の対償のない利益供与」については、改正後の同条第2項に含まれることから、同条第1項第3号を削除します。

同様に、利益供与を受ける側の暴力団については、第22条第2項の「暴力団員等が、情を知って、事業者から、暴力団の活動を助長することとなる利益供与を受けること、又は指定した第三者に受けさせること」について、禁止規定から、勧告の対象に引き上げます。